

議案第104号

安曇野市公告式条例の一部を改正する条例

安曇野市公告式条例（平成17年安曇野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる」を「安曇野市役所」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「規程」を「規程で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年安曇野市条例第22号）

の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第2条第2項各号に掲げる」を「第2条第2項に規定する」に改める。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第105号

安曇野市有明会館条例を廃止する条例

安曇野市有明会館条例（平成17年安曇野市条例第97号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第106号

安曇野市西穂高会館条例を廃止する条例

安曇野市西穂高会館条例（平成17年安曇野市条例第98号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第107号

安曇野市西穂高会館維持運営基金条例を廃止する条例

安曇野市西穂高会館維持運営基金条例（平成17年安曇野市条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第108号

安曇野市離山会館条例を廃止する条例

安曇野市離山会館条例（平成17年安曇野市条例第100号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第109号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「及び資産割額」を削り、同条第4項中「介護納付金課税額被保険者」を「介護納付金課税被保険者」に、「介護納付金課税額保険者」を「介護納付金課税被保険者」に改める。

第3条第1項中「100分の5.3」を「100分の6.9」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「第5条の6」を「第5条の4」に、「に所属」を「に属」に改め、同条を第5条とする。

第5条の3中「100分の2.3」を「100分の2.7」に改め、同条を第5条の2とする。

第5条の4を削り、第5条の5を第5条の3とし、第5条の6を第5条の4とする。

第10条第1項第1号中「7月15日」を「4月15日」に、「同月31日」を「同月30日」に改め、同項第2号中「8月15日」を「5月15日」に改め、同項第3号中「9月15日」を「6月15日」に改め、同項第4号中「10月15日」を「7月15日」に改め、同項第5号中「11月15日」を「8月15日」に、「同月30日」を「同月31日」に改め、同項第6号中「12月15日」を「9月15日」に、「同月25日」を「同月30日」に改め、同項第7号中「1月15日」を「10月15日」に改め、同項第8号中「2月15日」を「11月15日」に、「同月末日」を「同月30日」に改め、同項第9号中「3月15日」を「12月15日」に改め、同項に次の3号を加える。

(10) 第10期 翌年1月15日から同月31日まで

(11) 第11期 翌年2月15日から同月末日まで

(12) 第12期 翌年3月15日から同月31日まで

第18条第2項中「越える」を「超える」に、「充当する」を「充てる」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（徴収の特例）

第18条の2 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る国民健康保険税と

して徴収する。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によってその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充てる。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第18条の3 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認めるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第22条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認めるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

第20条の2第2項中「申請書」を「申告書」に改める。

附則第9項及び第10項中「第5条の3」を「第5条の2」に改める。

附則第11項中「場合において」の次に「、」を加える。

附則第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項及び第19項中「第5条の3」を「第5条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 110 号

安曇野市勤労者福祉センター条例を廃止する条例

安曇野市勤労者福祉センター条例（平成 17 年安曇野市条例第 143 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第111号

安曇野市観光宿泊施設条例の一部を改正する条例

安曇野市観光宿泊施設条例（平成26年安曇野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市有明荘条例

第1条中「、安曇野市観光宿泊施設」を「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、安曇野市有明荘」に、「観光宿泊施設」を「有明荘」に改める。

第2条中「観光宿泊施設」を「有明荘」に、

「

安曇野市長峰荘	安曇野市明科中川手14番地2
安曇野市有明荘	安曇野市穂高有明中房

」を

「

安曇野市有明荘	安曇野市穂高有明中房
---------	------------

」に改める。

第3条第1項中「観光宿泊施設」を「有明荘」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条第2項中「観光宿泊施設」を「有明荘」に改める。

第4条第2号中「観光宿泊施設」を「有明荘」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「観光宿泊施設」を「有明荘」に改め、「備品」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）有明荘の利用の許可に関する業務

第11条を第13条とする。

第10条中「観光宿泊施設の施設、設備、備品」を「有明荘の施設等」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用を制限しなければならない。

（1）第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

（2）第7条第1項各号に該当したとき。

2 指定管理者は、利用者の利用方法が有明荘の管理運営上支障があると認めるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

3 前2項の規定により第6条第1項の許可を取り消し、又は利用を制限したことにより生じた損失については、補償しないものとする。

第8条及び第9条を削る。

第7条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「公益その他」を削り、「認めた」を「認める」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「観光宿泊施設の施設」を「有明荘の施設等」に、「観光宿泊施設」を「有明荘」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(利用期間等)

第5条 有明荘を利用できる期間は、4月25日から11月25日までとする。ただし、市長は、天候不順その他有明荘の管理運営上特に必要があると認めるときは、当該利用できる期間を変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休業日を定めることができる。

(利用の許可)

第6条 有明荘の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に有明荘の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 有明荘の施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

2 指定管理者は、前条第1項の許可を受けようとする者の利用が有明荘の管理運営上支障があると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(安曇野市特別会計条例の一部改正)

2 安曇野市特別会計条例(平成17年安曇野市条例第47号)の一部を次のように改正する。  
第1条第2号中「観光宿泊施設」を「安曇野市有明荘」に改める。

平成30年11月28日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘